

平成31年第2回見附市教育委員会定例会議事録

○招集日時 平成31年 3月27日(水) 14時00分

○招集場所 見附市役所 402会議室

○会議に付した議件

- 議第 9号 専決処分について(教職員人事の内申について)
- 議第10号 専決処分について(職員人事の内申について)
- 議第11号 見附市家庭児童相談員の任命について
- 議第12号 学校薬剤師委嘱と解職について
- 議第13号 見附市嘱託指導主事等の委嘱について
- 議第14号 見附市不登校児童生徒適応指導教室指導員及び訪問指導員の委嘱について
- 議第15号 見附市青少年育成センター嘱託員の委嘱及び同センター所長の任命について
- 議第16号 公民館長の任命について
- 議第17号 見附市スポーツ推進委員の委嘱について
- 議第18号 見附市立学校通学区域規則の一部を改正する規則の制定について
- 議第19号 見附市オープンスクール実施要綱の制定について
- 議第20号 見附市オープンスクール通学費補助金交付要綱の制定について
- 議第21号 見附市自立支援教育訓練給付金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について
- 議第22号 見附市ひとり親家庭等の医療費助成に関する要領の一部を改正する要領の制定について
- 議第23号 見附市子どもの医療費助成に関する要領の一部を改正する要領の制定

について

○出席者（5名）

教 育 長	長 谷 川 浩 司
委 員	小 林 弘 武
委 員	武 田 一 夫
委 員	小 倉 美 砂 子
委 員	齋 藤 義 章

○事務局出席者

教育部長兼子ども課長	長 谷 川 仁
教育総務課長	吉 原 雅 之
学校教育課長	阿 部 桂 介
まちづくり課長	曾 我 元
教育総務課長補佐	湊 屋 一 樹
学校教育課長補佐	葦 澤 毅 夫
子ども課長補佐	高 藤 英 紀
教育総務課副主幹	小 此 鬼 明

14時07分開会

教 育 長

只今より、平成31年第2回見附市教育委員会定例会を開会いたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

現在の出席者5人全員でございます。

教 育 長

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は会議規則第27

条の規定により小倉委員を指名します。

教 育 長

日程第2 報告事項、報告1. 3月市議会定例会一般質問について、を教育総務課長より説明願います。

教育総務課長

3月22日に終了しました3月市議会定例会の一般質問で、教育委員会に対して馬場議員、渡辺議員、渋谷議員、樺沢議員、そして五十嵐議員の5名から質問がありました。

はじめに馬場議員からは、子どものインフルエンザ予防接種への助成拡充についての質問でした。これに対し、県内30市町村中、助成制度を実施していないところが12市町村あること、近隣の長岡市、三条市も助成をしていない事などから、現時点での見直しは行わず、ワクチンの価格状況や他市町村の動向を注視していく旨を答弁しました。

次に、渡辺議員より、発達障害児への対応に関する質問がありました。これに対し、現在、市内の児童生徒で発達障害と判断される子どもの総数は411名で、全体の14.2%を占めている事、対応策として、ネウボラの機能強化を図る事、保育所での経過観察や、公認心理師による保護者の個別面談を実施している事、各学校の教育補助員がニーズに合った支援ができるように研修を行い、特別支援教育に関する専門的な知識を身につけるように努めている事を答弁しました。また、発達障害の子どもが持ち込む玩具についての質問があり、保護者と教職員が子どもの様子を把握する中で、使い方のルールを定めて使用している旨を答弁しました。

次に、渋谷議員より、少人数の児童がいる地域の登下校にデマンドタクシーを利用してはどうかという質問がありました。これに対し、登校班が維持できなくなった町内では隣の町内と登校班を統合して対応している事、また、一部の町内ではス

クールガードなどのボランティアが同行して登校している事などから、デマンドタクシーよりも、この体制を維持していく事、併せて、平成31年度から小学1、2年生を対象に、冬期間の通学支援を行う旨を答弁しました。

次に、樺澤議員より、中学校の部活動について、および通学路の安全対策についての質問がありました。はじめに部活動に関しては、今年度に「部活動の方針」を策定し、平日1日以上、週休日等1日以上の週2日以上休養日を設ける方針を示した事、また、外部顧問派遣事業により、教職員の負担軽減と技術力向上などの波及効果が現れている事、また、少子化により団体競技などでチームの維持が困難な学校は他校との合同チームで参加できるものとした事、また、平成31年度からは市内大会は行わず、地区大会から始めるといった見直しを行っている旨を答弁しました。

通学路の安全対策については、毎年、各学校による点検を行い、市の交通課題検討プロジェクトに諮ったうえで、国、県、警察署、交通安全協会、小学校およびPTA、地域コミュニティ、市関係課で構成される通学路安全推進連絡協議会で検討、改善を図っている旨を答弁しました。

次に、五十嵐議員より、耳取遺跡の整備スケジュールについての質問がありました。これに対し、平成31年度から2年間で専門家による策定委員会を立ち上げ、整備基本計画を策定する事、その後、史跡指定地外で必要となる用地買収や実施設計を行ったうえ、具体的な整備に着手する旨を、また、整備の完了までには15年程度を要しますが、それを待たず、部分的な供用開始も検討する旨を答弁しました。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので次に移ります。

次に、報告2 平成30年度高等学校進学状況について、報告3 平成31年度新採用・転入教職員面識会の開催について、を学校教育課長より説明願います。

学校教育課長

平成30年度高等学校等進学状況についてご報告させていただきます。

別紙をご覧ください。中学校卒業生354名中352名の進学が決定しました。

本日現在2名の生徒が未定です。進学先の詳細につきましては資料を参照願います。

なお、別紙資料は本委員会終了後に回収させていただきます。よろしくお願いいたします。

次に平成31年度新採用・転入教職員面識会についてですが、4月11日(木)14時30分より見附市文化ホールアルカディアの小ホールにて開催させていただきます。見附市教職員として職責を果たすことを誓う契機とするとともに、見附市の概略と学校教育の基本方針について理解を進め、転入職員と市教委関係者、転入者同士の面識、交流を図るために開催するものであります。教育委員の皆様よりご出席いただけますよう、お願い申し上げます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、以上で報告事項を終了したいと思います。

教 育 長

次に、議第9号 専決処分について（教職員人事の内申について）、議第10号 専決処分について（職員人事の内申について）を議題といたします。

この議案につきましては、既に専決処分された議案ではありますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きに規定する「人事に関する事件」に該当しますので、本議案の審査は「非公開」にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（各委員から「異議なし」の声あり）

教 育 長

ご異議なしと認めます。

従って、本2議案の審査は「非公開」とすることとし、審査を進めることとします。事務局は、議事録の調整につき、対応をお願いします。

■ 議第9号、議第10号については説明、質疑等については非公開 ■

教 育 長

ここで、非公開と決定しました議第9号及び議第10号の審議が終了しましたので、これより公開審議となります。

教 育 長

次に移ります。議第11号 見附市家庭児童相談員の任命について、を議題とします。教育部長に説明を求めます

教育部長兼こども課長

7ページをご覧ください。

議第11号 見附市家庭児童相談員の任命について、ご説明いたします。

見附市家庭児童相談室設置運営要綱に基づく相談員について、記載のとおり笹原みよしさんを家庭児童相談員に任命するものであります。

任期は、平成31年4月1日から平成33年3月31日までの2年間であります。

なお、このたびの任命により、家庭児童相談員は平成31年度より1名体制から2名体制となります。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、議第12号 学校薬剤師の委嘱と解職について、議第13号 見附市嘱託指導主事等の委嘱について、議第14号 見附市不登校児童生徒適応指導教室指導員及び訪問指導員の委嘱について、議第15号 見附市青少年育成センター嘱託員の委嘱及び同センター所長の任命について、を議題とします。学校教育課長に説明を求めます。

学校教育課長

8ページをご覧ください。

議第12号 学校薬剤師の委嘱及び解職について、ご説明いたします。

葛巻小学校、新潟小学校で学校薬剤師を委嘱しておりました 佐野博久さんより、職を辞したい旨の申し出がありました。それに伴い学校薬剤師会から後任者として適任な者の推薦がありました。

つきましては、佐野博久さんを平成31年3月31日付けで解職し、後任として佐藤日高さんを平成31年4月1日付けで委嘱するものでございます。

続いて9ページをご覧ください。

議第13号 見附市嘱託指導主事等の委嘱について、ご説明いたします。

見附市嘱託指導主事等の委嘱についてお願いするものであります。まず、嘱託指導主事に小林 修さん、早田秀夫さんを、今年度に引き続き委嘱するものであります。また、今年度委嘱しておりました田邊康夫さんの後任として、磯部 徹さんを、そして、相澤ヨネ子さんの後任として、渡邊久美子さんを新規に委嘱するものであります。次に、見附市教育センター科学教育部協力員に浅野憲朗さんの後任として、早田浩延さんを委嘱するものであります。

つきましては、委嘱期間を平成31年4月1日から平成32年3月31日までとするものです。

続いて10ページをご覧ください。

議第14号 見附市不登校児童生徒適応指導教室指導員及び訪問指導員の委嘱について、ご説明いたします。

見附市不登校児童生徒適応指導教室指導員に大山明雄さんを、不登校児童生徒訪問指導員に、大高恵美子さんを、引き続き委嘱するものであります。

委嘱期間を平成31年4月1日から平成32年3月31日までとするものです。

続いて11ページをご覧ください。

議第15号 見附市青少年育成センター嘱託員の委嘱及び同センター所長の任命について、ご説明いたします。

見附市青少年育成センター嘱託員に伊藤明夫さんを引き続き委嘱するとともに、同センター所長として任命することをお願いするものであります。

委嘱期間を平成31年4月1日から平成32年3月31日までとするものです。

以上でございます。

教 育 長

只今の4案の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本4案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本4案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に移ります。議第16号 公民館長の任命について、議第17号 見附市スポーツ推進委員の委嘱について、を議題とします。まちづくり課長に説明を求めます。

まちづくり課長

12ページをご覧ください。

議第16号 公民館長の任命について、説明いたします。

中央公民館長を除く5地区の公民館長が、この3月31日をもって任期満了とな

ります。

については、見附市公民館条例第3条の規定により、平成31年4月1日から3年間の任期で新たに公民館長を任命するものであります。

なお、5地区の館長全員を再任するものであります。

続きまして、13ページをご覧ください。

議第17号見附市スポーツ推進委員の委嘱について、説明いたします。

現在委嘱しております同委員が3月31日をもって任期満了となることから、見附市スポーツ推進委員に関する規則第3条の規定により、現行委員17名のうち14名を再任するものです。

なお、任期につきましては、平成31年4月1日から平成33年3月31日までの2年間とするものです。

若干補足させていただきます。この度、現行委員17名のうち3名が一身上の都合により退任されることとなり、14名を再度委嘱することといたしました。まちづくり課としましては、スポーツを振興する推進委員の役割から考え、これまでどおりの委員の規模を維持すべく努力してまいりました。しかし、この度の委嘱では適任者を見つけることができませんでしたので、引き続き適任者の選考を行い、適任者がいらっしゃいましたら、追加の委嘱をお願いしていきたいと考えています。

以上でございます。

教 育 長

只今の2案の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本2案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本2案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に移ります。議第18号 見附市立学校通学区域規則の一部を改正する規則の制定について、議第19号 見附市オープンスクール実施要綱の制定について、議第20号 見附市オープンスクール通学費補助金交付要綱の制定について、を議題とします。教育総務課長に説明を求めます。

教育総務課長

14ページをご覧ください。

議第18号 見附市立学校通学区域規則の一部を改正する規則の制定について、ご説明します。

改正の理由についてですが、現在の運用では、指定された学区以外への就学を希望する場合には、学区外就学の基準やオープンスクール制度により、学区以外への就学を可能としていることから、現状に合わせた改正を行うものです。

条文について説明します。15ページの新旧対照表をお願いします。第1条にただし書きとして特別の事由により就学する学校を教育委員会が指定できる旨を付記し、第2条の現行では、これまで学区外就学を「通学区域の学校に通学できないもの」として教育委員会の許可を必要としていましたが、現在の運用実態に即して、「通学区域以外の学校に就学しようとする者」に表現を改める旨を、第3条にその他として必要事項を別に定める旨を定めるものです。附則におきまして、規則の施行日を、平成31年4月1日とするものです。

続きまして16ページをご覧ください。

議第19号 見附市オープンスクール実施要綱の制定について、ご説明します。

制定の理由ですが、これまで内規を定めて運用してきたオープンスクール制度ですがこの度、要綱として制定し、告示することにより市民に広く周知するものです。

条文についてご説明します。第1条に要綱の趣旨を、第3条でオープンスクールを実施する学校を見附第二小学校、田井小学校、上北谷小学校とすること、第4条で対象者を、17ページの第6条では通学は保護者責任によることとする旨を、第8条に小学校卒業後、進学する中学校の選択を可能とする旨を定めています。

附則におきまして、要綱の施行日を平成31年4月1日とするものです。

続きまして19ページをご覧ください。

議第20号 見附市オープンスクール通学費補助金交付要綱の制定について、ご説明します。制定の理由ですが、これまで内規を定めて運用してきたオープンスクール補助金制度ですが、先ほどの議第19号と同じく、この度、要綱として制定し、告示することにより市民に広く周知するものです。条文についてご説明します。第1条で制度の趣旨を、第2条で補助金の対象者および金額として、通学距離5km以上11km未満は月額2,000円、11km以上は月額3,500円を支給する旨を、20ページの第4条で、補助金の申請手続きについて、第5条及び第6条で補助金の交付は市長が決定し、交付する旨を定めています。

附則におきまして要綱の施行日を平成31年4月1日とするものです。

なお、議第18号、19号、20号ともに、現在の運用方法をそれぞれ規則、要綱に位置付けるものであり、事業の変更を伴うものではありません。

以上でございます。

教 育 長

只今の3案の説明に対して、質疑はありませんか。

小 倉 委 員

オープンスクールについて、以前から募集していると思いますが、今現在、学区外の生徒・児童は何名位いらっしゃるのですか。

教育総務課長

オープンスクールについては5名です。内訳としましては、田井小学校3名、第二小学校1名、上北谷小学校が1名となっております。

小 倉 委 員

その児童たちの送迎は保護者が行っているのですか。

教育総務課長

はい。保護者が送迎を行っておりまして、田井小学校の3名につきましては、通学の距離が片道5km未満ということで、通学補助の対象となっておりますが、第二小学校の1名と上北谷小学校の1名につきましては、通学の距離が片道5km以上11km未満ということで、月額2,000円の通学補助金を支給しております。

教 育 長

他にございませんか。

齋 藤 委 員

通学路区域の件についてですが、規則の第1条に新たに、特別な事情があると認めるときは、通学区域にかかわらず別の学校に通える旨が加わりましたが、この特別な事情はどのような場合を想定しているのですか。

教育総務課長

今までの規定では通学できない場合と規定されていましたが、実際の運用としては、例えば、通学できないわけではありませんが、少人数の学校でより充実した教育を受けさせたいなど、個々の事情を想定しております。

齋藤委員

その他にも例えば、いじめであったり、部活動のためでも特別な事情があると認めるのですか。

学校教育課長

いじめについては人間関係のことでもありますので特別な事情として認めると思いますが、中学校の部活動については、現在でも学区外通学の要件には入っておりません。

齋藤委員

今後は部活動で学校を決めたいという要望も出てくると思うのですが、回答は求めません。

教育長

他にございませんか。

小林委員

オープンスクールの通学費補助金の関係ですが、距離に応じて、月額2,000円、3,500円となっていますが、この金額の根拠をお聞かせください。

教育総務課長

これは、ガソリン代相当分を基準として考えています。

教育長

他にございませんか。

小倉委員

17ページの第6条の規定のところに、公共交通機関を利用することができる、とありますが、その3校に通学するための便利な公共交通機関はあるのですか。

教育総務課長

現在、市では通学は原則徒歩となっております。このオープンスクールの通学に

については、保護者の送迎でも良いですし、バスに乗って通学しても良いと規定しているものです。実際に例えば上北谷小学校の近くにはバス停もあります。ただ、現実的には保護者の送迎になっているようです。

小 倉 委 員

例えば、今後、オープンスクールに通う児童が増えた場合、スクールバスやデマンドタクシーなどは考えていますか。

教育総務課長

現在のところ、そこまでは検討しておりません。

教 育 長

他にございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本3案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本3案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に移ります。議第21号 見附市自立支援教育訓練給付金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について、議第22号 見附市ひとり親家庭等の医療費助成に関する要領の一部を改正する要領の制定について、議第23号 見附市子どもの医療費助成に関する要領の一部を改正する要領の制定について、を議題といたします。

教育部長に説明を求めます

教育部長兼こども課長

23ページをご覧ください。

議第21号 見附市自立支援教育訓練給付金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について、説明いたします。

本件改正の理由ですが、先の教育委員会で、ご承認頂いた寡婦控除等のみなし適用により、本要綱においても関係する様式を改める必要がございますので、新旧対照表のとおり要綱の一部を改正させて頂くものであります。

附則としまして、この要綱の施行を平成31年4月1日からとしております。

続きまして37ページをご覧ください。

議第22号 見附市ひとり親等の医療費助成に関する要領の一部を改正する要領の制定について、説明いたします。

本件改正理由ですが、新潟県ひとり親家庭等医療費助成事業実施要領が一部改正されたため、本要領で準用してきました規定の改正が必要となりましたので、ここに一部改正をお願いするものであります。

改正内容であります。これまで受領委任を行ってきた「柔道整復師」に加え、新たに、県知事と契約締結を行った「鍼灸師、あんま・マッサージ・指圧師」に対しても、受領委任の取扱いが開始されるため、当該施術に係る用字用語の追加、及び様式を記載のとおり改めるものでございます。

附則と致しまして、施行期日を平成31年4月1日からとしております。

続きまして40ページをご覧ください。

議第23号 見附市子どもの医療費助成に関する要領の一部を改正する要領の制定について、説明いたします。

本件改正理由ですが、議第22号同様、県単独の医療費助成事業において、鍼灸師・あんま・マッサージ指圧師の施術に係る療養費について、受領委任制度が開始

されるため、当該施術に係る用字用語の追加、及び様式を記載のとおり改める
ものでございます。

附則と致しまして、第1項で施行期日を、第2項で経過措置をそれぞれ定めてご
ざいます。

以上でございます。

教 育 長

只今の3案の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本3案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本3案は原案のとおり決定いたしました。

以上で本日提出されました議題の審議は全て終了しました。

これをもちまして、平成31年第2回見附市教育委員会定例会を閉会いたします。

14時48分閉会

以上、会議の大要を記載し、その内容に相違ないことを証するため、教育長及
び議事録署名委員ここに署名する。

教 育 長

長谷川 浩司

議事録署名委員

小倉 美砂子